

明石市商業振興基本計画 改定のイメージ

目次（案）

第1章 計画策定の目的

- 第1節 計画策定の目的
- 第2節 計画の位置づけ
- 第3節 計画の期間

第2章 商業の現状と課題

- 第1節 商業を取り巻く社会情勢
- 第2節 明石市における商業の現状
- 第3節 明石市における商業の課題
- 第4節 地域貢献事業とまち賑わい創出事業の実施状況

第3章 商業振興の基本方針

- 第1節 目標年次
- 第2節 基本方針
- 第3節 基本理念

第4章 施策の基本方向

- 第1節 商業者の自立的な経営基盤の構築
- 第2節 地域の特性を活かした主体的なまちづくり
- 第3節 商業者・商店街及び大型店・市民の協働による地域活性化の促進
- 第4節 明石全体の連携による持続可能な商業環境の構築

第5章 計画の推進

- 第1節 推進体制
- 第2節 進行管理

その他（資料編）

- 1 策定までの流れ
- 2 審議会要綱・委員名簿
- 3 アンケート及びワークショップ実施状況
- 4 その他

第1章 計画策定の目的

第1節 計画策定の目的

近年の社会的変化や消費行動の多様化により、地域商業を取り巻く環境は大きく変化しています。

明石市では、平成23年に「明石市商業振興基本計画」を策定し、その時代に即した計画に基づく各種施策を推進してきました。

現計画の策定から10年以上が経過し、社会・経済情勢の大きな変化を踏まえ、本市の商業の現状と課題を考慮のうえ、計画を改定することとします。

本計画は、令和9年度から4年間（令和12年度まで）を計画期間とし、市内商業の振興と活性化を図り、それによる市民生活の利便性の向上と地域経済の活性化に資する取り組みの方針を示すものです。

今回は4年間の短期的な計画となるため、具体的な数値目標を設定するよりも、市や商業者、市民、関係団体がそれぞれ主体的に行うべき取り組み内容を定めることを目的としています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）の個別計画であるとともに、明石市商業振興による地域活性化に関する条例第12条第1項の規定に基づき、商業の振興による地域の活性化に関する基本施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として位置づけられています。

第3節 計画の期間

令和9年度～令和12年度（4年間）

※今回の改定では上位計画であるあかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）の計画終了期限（令和12年度末）に合わせます。

審議会におけるご意見



第2章 商業の現状と課題

【資料3】商業の現状と課題

第3章 商業振興の基本方針

第1節 目標年次

あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）に合致する令和12年度とします。

第2節 基本方針

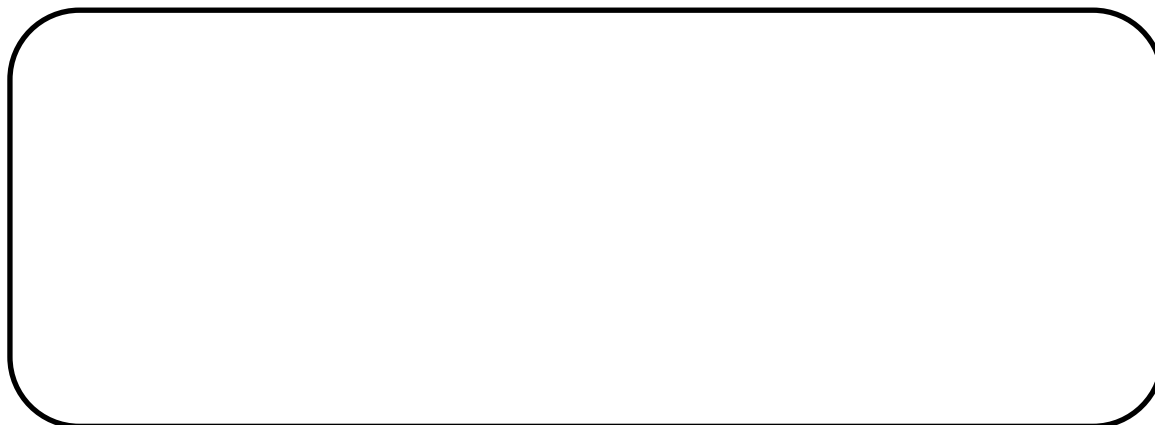
例えば、商業振興のための基本方針として、

- ①市内の商業（商業者）が持続可能な発展、活力あるものとなるよう取り組む。
- ②市や商業者、市民、関係団体が連携し明石全体で取り組む。
- ③商業者等が市民等の多様なニーズに応え、安心で安定した魅力ある商業の振興、市民等の買物環境の構築に取り組む。
- ④商業者等が市内経済の活性化や生活環境の質の向上につながるよう取り組む。
- ⑤商業者等がまちの賑わいの創出や地域コミュニティへの貢献などに取り組む。
- ⑥時代の変化や社会課題の解決にも商業者等が柔軟に対応できる体制の構築に取り組む。
- ⑦商業者等が良好な地域のまちづくりに寄与するよう取り組む。

第3節 基本理念

※基本理念（コンセプト）についても検討 ※コンセプトの要不要も含む

審議会におけるご意見



第4章 施策の基本方向

第1節 商業者の自立的な経営基盤の構築

例えば、持続可能な経営基盤の構築に向けて、

- ①商業者による経営力の向上や後継者の育成
- ②デジタル化、A I 導入による業務の省力化やコストの削減
- ③広報力の強化

第2節 地域の特性を活かした主体的なまちづくり

例えば、地域の商業の振興と地域の活性化に向けて、

- ①地域の特色を反映した商店や商店街づくり
- ②商業者が主体となって活性化に向けた計画を策定・実行

第3節 商業者・商店街及び大型店・市民の協働による地域活性化の促進

例えば、地域の活性化に向けて、

- ①商業者等が市民と協働して地域コミュニティの形成や地域の魅力の創出に取り組む。
- ②地域のイベントや交流事業などに商業者等が主体的に取り組む。

第4節 明石全体の連携による持続可能な商業環境の構築

例えば、明石全体の連携による取り組みとして、

- ①商業者や商店街、大型店、市民、関係団体が連携し、明石全体で商業の振興や地域活性化に取り組みを推進する。
- ②多様化する消費者ニーズや環境・社会的課題に柔軟に対応した経営と地域との連携を推進する。

審議会におけるご意見



第5章 計画の推進

第1節 推進体制

例えば、計画の推進体制として、

- ①市を中心として商業者や商店街、商工会議所、関係団体等が主体的に参画する体制づくり。
- ②各団体等が対等な立場で対話と意見交換などを行える場を確保する。
- ③取り組みの進捗管理、課題抽出は関係者において実施・共有し、PDCAサイクルに基づく柔軟な推進体制を構築する。
- ④明石全体の連携による取り組みで商業の振興や地域の活性化を推進する体制を構築する。

第2節 進行管理

本計画の着実に効率的な推進を図るため、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

ただし、このたびの計画期間が短期であることから、年度毎の進行管理のみを行うものとします。

P l a n	商業の現況と課題、予算状況などを踏まえ、実施する施策を定める。
D o	上記の施策を実施する。
C h e c k	実施した施策の成果を検証し、計画の進捗状況を把握する。
A c t i o n	上記の検証結果をもとに、必要に応じて実施する施策の内容を見直す。

審議会におけるご意見

その他（資料編）

- 1 策定までの流れ
- 2 審議会要綱・委員名簿
- 3 アンケート及びワークショップ実施状況
- 4 その他

審議会におけるご意見

